

和牛遺伝資源の流通管理に関する 第2回検討会における意見等

1 ヒアリング概要

【宮崎県】

- ・ 県内のほとんどの種雄牛は県所有（県有牛）であり、精液の配布先を県家畜人工授精師協会の会員に制限するとともに、一元化された精液の管理システムを利用している。このシステムを用いなければ授精証明書の発行ができず、確実な精液の利用報告が担保されている。
- ・ 民間所有の種雄牛（民有牛）の精液や受精卵については把握できない。

【鹿児島県】

- ・ 県内の流通は、県有牛・民有牛ともに精液の保有・利用状況等を家畜保健衛生所がチェックするため把握できるが、県外向けの精液は出したという事実までしか把握していない。
- ・ 家畜人工授精師間での精液の譲渡を禁止しており、精液を廃棄する場合は家畜保健衛生所の立ち会いの下で実施している。
- ・ 宮崎県方式のようなシステムの導入について検討しているが、取引制限や事務負担の増加に反発する者もあり、全ての家畜人工授精師の理解は得られていない。

2 主な意見

- 現行の法規制の周知・遵守徹底が重要。精液の流通については基本的に家畜人工授精所を介すべきものであり、この点は特に徹底すべき。
- 今般の事案で流出元を捜査当局が特定できたのは、販売管理が機能していたことの証左であり、譲渡記録の保管は対策として有効。
- 精液等は誰でも利用するというものではないので、関係者以外に販売することを規制すべき。
- 精液等の不要在庫を処分することは、遺伝資源の流出を防ぐために重要であるが、農家等の所有者にとっては私有財産であり、対応が難しい。
- 契約による保護は法的な保護の出発点となる。知的財産の観点では、受精卵や子牛についても精液と同じく改良の成果物として、用途制限等、保護の対象とすることができるのではないか。